二　中間監査報告書　次に掲げる事項

［イ　略］

ロ　イ(2)の意見の根拠

［ハ～ト　略］

2　第一項第一号イ(2)の意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一～三　略］

3　第一項第一号ロの意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一・二　略］

三　第一項第一号イ(2)の意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

［イ・ロ　略］

四　第一項第一号イ(2)の意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、監査の対象となった財務諸表が不適正である理由

4　第一項第一号へのその他の記載内容（法第三十六条第二項の規定により提出される事業報告書の記載内容並びに同条第三項の規定により作成される説明書類のうち財務諸表及び監査報告書以外の記載内容をいう。以下この項において同じ。）に関する事項は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～五　略］

5　第一項第一号トの追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であって、監査を実施した会計監査人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

6　第一項第一号チの理事長及び監事の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一・二　略］

7　第一項第一号リの監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～八　略］

二　中間監査報告書　次に掲げる事項

［イ　略］

ロ　イ(2)に掲げる意見の根拠

［ハ～ト　同上］

2　第一項第一号イ(2)に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一～三　同上］

3　第一項第一号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一・二　同上］

三　第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

［イ・ロ　同上］

四　第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、監査の対象となった財務諸表が不適正である理由

4　第一項第一号へに掲げるその他の記載内容（法第三十六条第二項の規定により提出される事業報告書の記載内容並びに同条第三項の規定により作成される説明書類のうち財務諸表及び監査報告書以外の記載内容をいう。以下この項において同じ。）に関する事項は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～五　同上］

5　第一項第一号へに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であって、監査を実施した会計監査人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

6　第一項第一号トに掲げる理事長及び監事の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一・二　同上］

7　第一項第一号チに掲げる監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～八　同上］